

新	旧
削除	(※本特約は、2019年4月以降、当社が別途公表する日より(ただし、第9条は2018年10月1日より)有効となります。)
<p><b>第1条 (総則)</b></p> <p>1. 本特約は、<u>ミライノ カード</u>会員規約(個人用)(以下「会員規約」という。)第 19 条(ショッピング利用代金の支払区分)第 2 項(1)号に基づき、会員がショッピング利用代金の支払区分をショッピングリボ払いとする場合のサービス内容および利用条件等を定めるものです。なお、本特約において特に定義のない用語については、会員規約におけるものと同様の意味を有します。</p> <p>2. 略</p>	<p><b>第1条 (総則)</b></p> <p>2. 本特約は、会員規約(個人用)(以下「会員規約」という。)第 19 条(ショッピング利用代金の支払区分)第 2 項(1)号に基づき、会員がショッピング利用代金の支払区分をショッピングリボ払いとする場合のサービス内容および利用条件等を定めるものです。なお、本特約において特に定義のない用語については、会員規約におけるものと同様の意味を有します。</p> <p>2. 略</p>
<p><b>第4条 (本サービスの内容)</b></p> <p>1. 本サービスの内容は、以下のとおりとします。ただし、利用者により提供を受けることができるサービスに制限のある場合があります。</p> <p>(1) 利用者が会員規約第 17 条(ショッピングの利用)および第 19 条第 1 項に基づきショッピング利用をするに当たり、ショッピング 1 回払いを指定した場合、当該ショッピング利用の支払区分は、原則として全てショッピングリボ払いとなります。ただし、電子マネーの入金、カードの付帯サービス料金その他当社が指定するもの(JCB のホームページ等で公表します。)の支払区分はショッピング 1 回払いとなります。なお、利用者がショッピング利用をするに当たり、ショッピング 1 回払い以外の支払区分を指定した場合、本サービスの適用は受けません。</p> <p>(2) 本サービスの利用登録がなされている間、会員規約第 15 条(利用可能な金額)第 1 項から第 3 項に基づき会員がショッピング利用できる金額を算定するに当たり、適用される機能別利用可能枠は会員規約第 14 条(利用可能枠)第 1 項②に定める「ショッピングリボ払い利用可能枠」となります。</p> <p>(3) (1)号および(2)号にかかわらず、利用者がショッピングリボ払い利用可能枠を超えてショッピング利用をした場合、当該利用可能枠を超過した利用分については、会員規約第 20 条(ショッピング利用代金の支払い)第 1 項(1)号に基づき、ショッピング 1 回払いとしてお支払いいただくものとします。</p> <p>(4) ショッピングリボ払いの支払方法は会員規約第 21 条(ショッピングリボ払い)第 1 項に定めるとおりです。また、支払いコースは、会員規約末尾の「ショッピングリボ払いのご案内」に記載するコースのうち「残高スライドゆとりコース」または「残高スライド標準コース」となります。各支払いコースの詳細および手数料率は、「ショッピングリボ払いのご案内」に記載のとおりです。</p> <p>(5) 利用者は、本サービスの利用登録が有効になされている間、別途当社が公表する条件を充たした場合には、当社が公表する内容の優遇サービスを受けることができます。</p> <p>2. 略</p>	<p><b>第4条 (本サービスの内容)</b></p> <p>1. 本サービスの内容は、以下のとおりとします。ただし、利用者により提供を受けることができるサービスに制限のある場合があります。</p> <p>(1) 利用者が会員規約第 17 条(ショッピングの利用)および第 19 条第 1 項に基づきショッピング利用をするに当たり、ショッピング 1 回払いを指定した場合、当該ショッピング利用の支払区分は、原則として全てショッピングリボ払いとなります。ただし、電子マネーの入金、カードの付帯サービス料金その他当社が指定するもの(JCB のホームページ等で公表します。)の支払区分はショッピング 1 回払いとなります。なお、利用者がショッピング利用をするに当たり、ショッピング 1 回払い以外の支払区分を指定した場合、本サービスの適用は受けません。</p> <p>(2) 本サービスの利用登録がなされている間、会員規約第 15 条(利用可能な金額)第 1 項から第 3 項に基づき会員がショッピング利用できる金額を算定するに当たり、適用される機能別利用可能枠は会員規約第 14 条(利用可能枠)第 1 項②に定める「ショッピングリボ払い利用可能枠」となります。(3)(1)号および(2)号にかかわらず、利用者がショッピングリボ払い利用可能枠を超えてショッピング利用をした場合、当該利用可能枠を超過した利用分については、会員規約第 20 条(ショッピング利用代金の支払い)第 1 項(1)号に基づき、ショッピング 1 回払いとしてお支払いいただくものとします。</p> <p>(3) ショッピングリボ払いの支払方法は会員規約第 21 条(ショッピングリボ払い)第 1 項に定めるとおりです。また、支払いコースは、会員規約末尾の「ショッピングリボ払いのご案内」に記載するコースのうち「残高スライドゆとりコース」または「残高スライド標準コース」となります。各支払いコースの詳細および手数料率は、「ショッピングリボ払いのご案内」に記載のとおりです。</p> <p>(4) 利用者は、本サービスの利用登録が有効になされている間、別途当社が公表する条件を充たした場合には、当社が公表する内容の優遇サービスを受けることができます。</p> <p>2. 略</p>

**第8条（本特約の改定）**

本特約の改定は、会員規約第41条（ミライノ カード会員規約 およびその改定）が適用されます。

**第8条（本特約の改定）**

1. 当社は、本特約を変更することができるものとします。この場合、当社は当該変更について、利用者に対し、公表または通知します。
2. 利用者は、前項の公表または通知ののち、本サービスを利用したことをもって当該変更に同意したものとします。